

市町村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例

(平成16年組合条例第7号)

(目的)

第1条 この条例は、熊本県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）規約第3条第8号に掲げる事務を共同処理する団体の非常勤消防団員に対して賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を支給することを目的とする。

(賞じゅつ金支給の要件)

第2条 組合長は、非常勤消防団員が災害に際し、一身の危険を顧みることなく職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡し又は障害の状態（市町村消防団員等公務災害補償条例（以下「補償条例」という。）別表第3に規定する第1級から第8級までの等級に該当する障害をいう。）となった場合において、当該非常勤消防団員の功労が著しいと認められるときは、組合議会の議決を得て、賞じゅつ金を支給することができる。

(賞じゅつ金の種類等)

第3条 賞じゅつ金の種類は、殉職者賞じゅつ金及び障害者賞じゅつ金とする。

2 殉職者賞じゅつ金は、前条の傷害により死亡した非常勤消防団員の遺族に対して支給するものとし、その額は、功労の程度に応じ、別表第1に定めるとおりとする。

3 障害者賞じゅつ金は、前条の傷害により障害の状態となった非常勤消防団員に対して支給するものとし、その額は、功労の程度及び障害の等級に応じ、別表第2に定めるとおりとする。

(殉職者特別賞じゅつ金)

第3条の2 組合長は、非常勤消防団員が災害に際し、上司の命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出勤し、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡し、その功労が特に抜群で他の模範となると認められるときは、組合議会の議決を得て、3,000万円の殉職者特別賞じゅつ金を支給することができる。

2 殉職者特別賞じゅつ金を支給する場合は、第2条の規定による賞じゅつ金は、支給しない。

(支給の対象)

第4条 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金は殉職者の遺族に支給するものとし、その遺族の範囲及び順位等は、補償条例第11条を準用する。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成16年組合条例第7号）

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 従前の熊本県消防補償等組合の賞じゅつ金の支給に係る権利義務は熊本県市町村総合事務組合が承継するものとする。

第3条 この条例の適用日前の消防団員に係る賞じゅつ金の支給については、旧熊本県消防補償等組合賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和45年組合条例第1号）の例による。

別表第1

殉職者賞じゅつ金

功勞の程度による支給額	
功 勞 の 程 度	金 額
(1) 特に抜群の功勞があり他の模範となると認められる者	25,200,000 円
(2) 抜群の功勞があり他の模範となると認められる者	18,700,000 円
(3) 特に顕著な功勞があると認められる者	13,600,000 円以下 9,000,000 円以上
(4) 多大な功勞があると認められる者	4,900,000 円

別表第2

障害者賞じゅつ金

功勞の程度及び障害の等級による支給額			
功勞の 程度 障害の 等級	(1) 抜群の功勞があり他の模範となると認められる者	(2) 特に顕著な功勞があると認められる者	(3) 多大な功勞があると認められる者
1級	18,700,000円	13,600,000円以下 9,000,000円以上	4,900,000円
2級	15,500,000円	12,100,000円以下 7,900,000円以上	4,600,000円
3級	13,600,000円	10,700,000円以下 7,100,000円以上	4,100,000円
4級	12,100,000円	9,500,000円以下 6,400,000円以上	3,600,000円
5級	10,300,000円	8,200,000円以下 5,500,000円以上	3,100,000円
6級	9,000,000円	7,000,000円以下 4,700,000円以上	2,800,000円
7級	7,600,000円	5,900,000円以下 4,100,000円以上	2,300,000円
8級	6,400,000円	4,900,000円以下 3,400,000円以上	1,900,000円
功勞の程度による増額 特に抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者であつて、障害の等級が1級に該当するものについては、1級の最高額に1,900,000円を加算することができる。			

備考

- この表の障害の等級は、補償条例別表第3に定める障害の等級による。
- この表の障害の等級又は金額の決定については、補償条例第9条第2項から第6項(第3項第1号を除く)までの規定を準用する。